

## 1 概要

### (1) 位置

八王子市高尾山一円

### (2) 面積

504ヘクタール

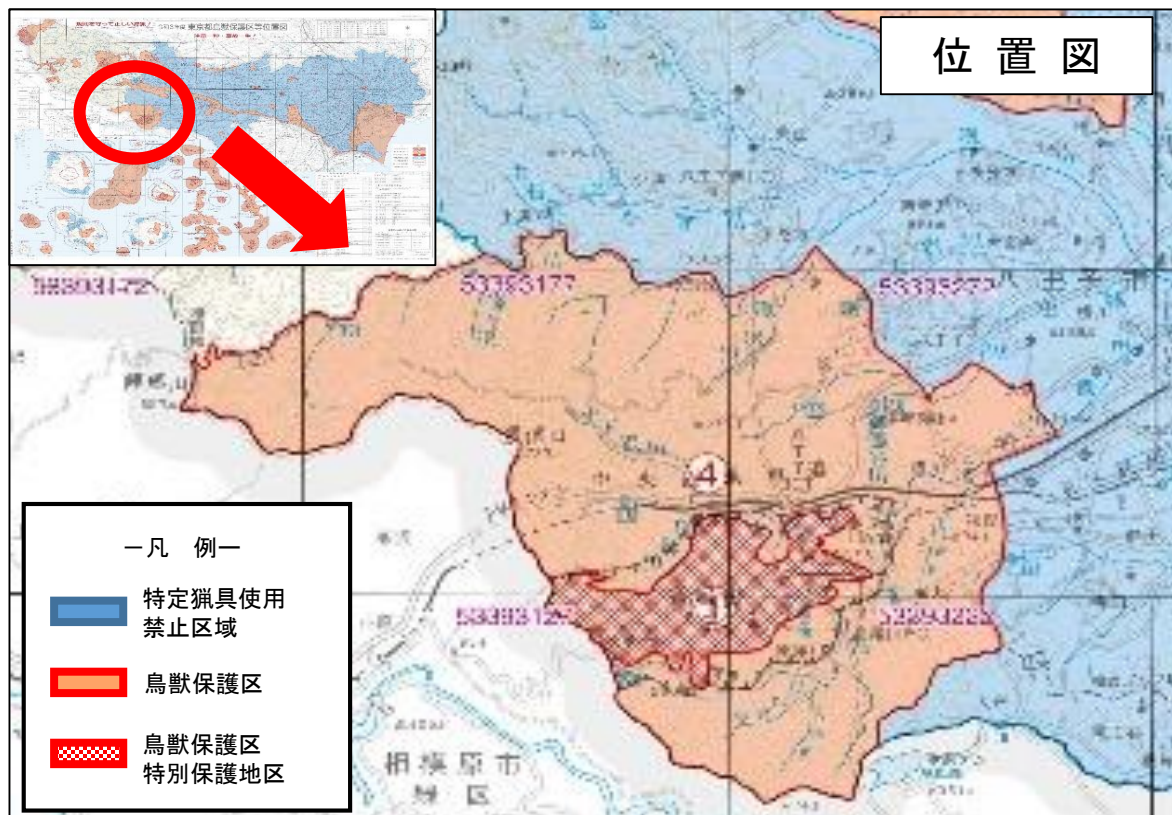
### (3) 現指定期間

平成14年11月1日から令和4年10月31日まで

### (4) 指定目的

高尾鳥獣保護区は、東京都の南西部にある八王子市に含まれ、標高599メートルの高尾山を中心とした地域である。

その中でも、高尾鳥獣保護区特別保護地区の区域内は、暖温帯系の照葉樹林と冷温帯系の落葉広葉樹林と中間温帯林の分布境界にあることから、暖帯と温帯の天然林が共存することで、林相の変化に富んでおり、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっている。このため、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を特に図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に基づく特別保護地区として指定するものである。



## 2 指定期間の更新について

### (1) 存続期間

令和4年11月1日から令和24年10月31日まで

### (2) 保護に関する方針

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、八王子市や関係機関との連携を図り、普及啓発活動に取り組む。
- エ 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。



## 3 指定までのスケジュール

- 令和3年12月20日 自然環境保全審議会へ諮問
- 令和4年2月1日 鳥獣部会審議（1回目）
- 令和4年3月30日 意見照会（関係地方公共団体等）
- 令和4年4月11日 指定予定に関する縦覧
- 令和4年4月15日 指定予定に関する告示
- 令和4年6月27日 鳥獣部会審議（2回目）
- 令和4年7月25日 自然環境保全審議会本審議会
- 令和4年9月下旬 環境省へ届出（指定告示の30日前）
- 令和4年10月下旬 指定公示

※高尾鳥獣保護区も同時更新

東京都指定高尾鳥獣保護区  
高尾特別保護地区計画書  
【存続期間の更新】  
(案)

令和4年 月

東京都

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

高尾鳥獣保護区特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

東八王子市高尾町所在東日本旅客鉄道高尾駅以西において、国道 20 号線と旧甲州街道との間に所在する国有林の地域及びこの地域内に介在する社寺有地並びに同国有林に接続する八王子市市有林の区域

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和 4 年 11 月 1 日から令和 24 年 10 月 31 日まで (20 年間)

### (4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

高尾鳥獣保護区は、八王子市に含まれる標高 599 メートルの高尾山を中心とした地域であり、西端部は神奈川県に接している。地域一帯の植生は、モミ・アマカツ・アラカシ等を主とする針広混交の天然林となっている。

また、鳥獣の生息については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネのほか、東京都レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠA 類に分類されるサンショウクイ、絶滅危惧Ⅱ類に分類されるニホンモモンガ、オオタカ及びハヤブサ、準絶滅危惧に分類されるムササビをはじめとした、希少な鳥獣の生息も確認されている（鳥類：14 目 42 科 100 種、獣類：7 目 16 科 32 種）。

その中で、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、暖温帯系の照葉樹林、冷温帯系の落葉広葉樹林及び中間温帯林の分布境界にある。稜線上にモミ林、南面にカシ林、北西面にイヌブナ林といった暖帯と温帯の天然林が共存することで、林相の変化に富んでおり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、高尾鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を積極的に図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に基づく特別保護地区として指定するものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する方針

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
- (2) 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。
- (3) 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限とするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、八王子市や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。
- (4) 指定の10年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

## 3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積

別表1のとおり。

## 4 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該区域の概要

#### ア 鳥獣保護区の位置

標高599メートルの高尾山を中心とした当該区域は、東京都の南西部にある八王子市に位置している。

#### イ 地形、地質など

高尾山(標高599m)は関東山地東南端の一支脈にあり、南側は浅川水系の案内川を挟んだ南高尾山稜、北側は浅川水系の小仏川を挟んだ城山山陵に囲まれている。

高尾山地域の一帯の地層は、代表的な露出地の1つである小仏峠の名前をとって小仏層とよばれている。地質時代の中世代白亜紀に起源があり、日本各地の四万十帯を構成するものと同じく、主に堆積岩系の砂岩と粘板岩から成ることから、一定の厚さをもって交互に堆積した、いわゆる互層とよばれる堆積構造を成しているところが多い。

小仏層は、全体的にみると西北西から東南東方向に何本もの軸をもつ褶曲構造の集まりを成しており、高尾山も1つの褶曲の谷の部分(向斜)が浸食で取り残され山地状を成している。

## ウ 植生の概要

高尾山地域一帯の植生は、カシ等の常緑広葉樹を主とした、暖温帯系の照葉樹林とイヌブナ等を主とした冷温帯系の落葉広葉樹林、モミ等の針葉樹を主とした、中間温帯林の分布境界に位置している。そのため、稜線上にモミ林、南面にカシ林、北西にはイヌブナ林といった暖帯と温帯の天然林が並存し豊かで多様な植生がみられる地域である。また、山頂の大見晴園地から小仏城山方面に至るハイキングコースの周辺には、スギ・ヒノキの人工林も生育し天然林とは対照的な景観を呈している。

## エ 動物相の概要

特別保護地区は、明治の森高尾国定公園に含まれており、登山道やハイキングコースが整備され、レクリエーションや自然観察に利用されている。多種多様な鳥獣類が生息しており、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネのほか、東京都レッドリスト（本土部）に掲載され、絶滅危惧ⅠA 類に分類されるサンショウクイ、絶滅危惧Ⅱ類に分類されるニホンモモンガやオオタカ、ハヤブサ、準絶滅危惧に分類されるムササビをはじめとした、貴重な鳥獣の生息も確認されている（鳥類：14 目 42 科 100 種、獣類：7 目 16 科 32 種）。

### (2) 生息する鳥獣類

別表 2、3 のとおり。

### (3) 当該区域の農林水産物の被害状況

多摩地域を中心に、鳥獣類による植生被害、農林業被害を引き起こしている。特に当該区域において、ニホンジカやイノシシの分布域が拡大してきており、今後の分布状況や植生、農林業への影響等を監視していく必要がある。

## 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

## 6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板、給水器、給餌台及び巣箱の設置を検討していく。また、そ

の他、鳥獣の営巣等のため生息環境の維持・改善を図る。なお、当該地域を管轄する多摩環境事務所で管理する。

別表1 特別保護地区の面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	ha	ha	ha	504 ha	0 ha	504 ha	ha	ha	ha
└ 林野	ha	ha	ha	495 ha	0 ha	495 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
└ 水面	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	9 ha	0 ha	9 ha	ha	ha	ha

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	426 ha	0 ha	426 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 国有林	0 ha	0 ha	0 ha	426 ha	0 ha	426 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 林野庁所管	0 ha	0 ha	0 ha	426 ha	0 ha	426 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	426 ha	0 ha	426 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	132 ha	0 ha	132 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	294 ha	0 ha	294 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 文部科学省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 国有林以外の国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 環境省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	61 ha	0 ha	61 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 都道府県有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 市町村有林地等	0 ha	0 ha	0 ha	61 ha	0 ha	61 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	61 ha	0 ha	61 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	17 ha	0 ha	17 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	44 ha	0 ha	44 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	17 ha	0 ha	17 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 制限林	0 ha	0 ha	0 ha	7 ha	0 ha	7 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 保安林	0 ha	0 ha	0 ha	2 ha	0 ha	2 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	5 ha	0 ha	5 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ その他	0 ha	0 ha	0 ha	10 ha	0 ha	10 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	504 ha	0 ha	504 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	504 ha	0 ha	504 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 特別保護地区	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 特別地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
└ 普通地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
文化財保護法による地域*	0 ha	0 ha	0 ha	— ha	— ha	— ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による区域

\* 面積が算出不能なため、本表では「—」表示とする。

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

No.	目名	科名	種名または亜種名	重要な種の選定基準				
				1	2	3	4	5
45	ペリカン	ウ	カワウ					
58	ペリカン	サギ	ゴイサギ				VU	
60	ペリカン	サギ	ササゴイ				VU	
65	ペリカン	サギ	コサギ				NT	
68	コウノトリ	サギ	アオサギ					
94	カモ	カモ	マガモ					
95	カモ	カモ	カルガモ					
102	カモ	カモ	オナガガモ					
128	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	EN	
129	タカ	タカ	ハチクマ			NT	EN	
130	タカ	タカ	トビ				NT	
133	タカ	タカ	オオタカ			NT	VU	
135	タカ	タカ	ツミ				NT	
136	タカ	タカ	ハイタカ			NT	VU	
139	タカ	タカ	ノスリ				VU	
140	タカ	タカ	サシバ			VU	CR	
151	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	VU	
156	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				VU	
160	キジ	キジ	ヤマドリ				EN	
161	キジ	キジ	キジ				NT	
162	キジ	キジ	コジュケイ					
197	チドリ	チドリ	ダイゼン				・	
234	チドリ	シギ	イソシギ				VU	
246	チドリ	シギ	タシギ				VU	
316	ハト	ハト	キジバト					
318	ハト	ハト	アオバト				NT	
320	ハト	ハト	ドバト					
328	カッコウ	カッコウ	ツツドリ				NT	
329	カッコウ	カッコウ	ホトトギス				NT	
340	フクロウ	フクロウ	アオバズク				CR	
341	フクロウ	フクロウ	フクロウ				EN	
343	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ					
344	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				NT	
345	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ				・	
346	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ				EN	
351	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ				NT	
356	キツツキ	キツツキ	アオゲラ				○	
361	キツツキ	キツツキ	アカゲラ				NT	
364	キツツキ	キツツキ	コゲラ					
374	スズメ	ツバメ	ツバメ					
377	スズメ	ツバメ	イワツバメ				NT	
381	スズメ	セキレイ	キセキレイ					
382	スズメ	セキレイ	ハクセキレイ					
383	スズメ	セキレイ	セグロセキレイ				NT	



390	スズメ	セキレイ	タヒバリ					
392	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	CR	
394	スズメ	ヒヨドリ	ヒヨドリ					
396	スズメ	モズ	モズ				NT	
402	スズメ	レンジャク	ヒレンジャク					
403	スズメ	カワガラス	カワガラス				VU	
404	スズメ	ミソサザイ	ミソサザイ				NT	
407	スズメ	イワヒバリ	カヤクグリ				NT	
408	スズメ	ヒタキ	コマドリ				・	
413	スズメ	ヒタキ	コルリ				・	
414	スズメ	ツグミ	ルリビタキ					
416	スズメ	ツグミ	ジョウビタキ					
417	スズメ	ツグミ	ノビタキ					
425	スズメ	ヒタキ	トラツグミ				VU	
429	スズメ	ヒタキ	クロツグミ				NT	
431	スズメ	ツグミ	アカハラ					
433	スズメ	ツグミ	シロハラ					
436	スズメ	ツグミ	ツグミ					
440	スズメ	チメドリ	ガビチョウ					特定
442	スズメ	チメドリ	ソウシチョウ					特定
443	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				VU	
444	スズメ	ウグイス	ウグイス				○	
461	スズメ	ムシクイ	メボソムシクイ				・	
462	スズメ	ムシクイ	エゾムシクイ				・	
463	スズメ	ムシクイ	センダイムシクイ				VU	
465	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				NT	
469	スズメ	ヒタキ	キビタキ					
472	スズメ	ヒタキ	オオルリ				NT	
473	スズメ	ヒタキ	サメビタキ				・	
474	スズメ	ヒタキ	エゾビタキ					
475	スズメ	ヒタキ	コサメビタキ				VU	
476	スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU	
477	スズメ	エナガ	エナガ					
480	スズメ	シジュウカラ	コガラ					
481	スズメ	シジュウカラ	ヒガラ					
482	スズメ	シジュウカラ	ヤマガラ				○	
484	スズメ	シジュウカラ	シジュウカラ					
485	スズメ	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				VU	
487	スズメ	メジロ	メジロ					
491	スズメ	ホオジロ	ホオジロ				NT	
498	スズメ	ホオジロ	カシラダカ				NT	
504	スズメ	ホオジロ	アオジ					
505	スズメ	ホオジロ	クロジ				NT	
515	スズメ	アトリ	アトリ					
516	スズメ	アトリ	カワラヒワ					
517	スズメ	アトリ	マヒワ					
526	スズメ	アトリ	ベニマシコ				NT	
528	スズメ	アトリ	ウソ				NT	

530	スズメ	アトリ	イカル				○	
531	スズメ	アトリ	シメ					
542	スズメ	ハタオリドリ	スズメ					
550	スズメ	ムクドリ	ムクドリ					
558	スズメ	カラス	カケス					
560	スズメ	カラス	オナガ				NT	
565	スズメ	カラス	ハシボソガラス					
566	スズメ	カラス	ハシブトガラス					
計	14 目	42 科	100 種		1 種	7 種	59 種	2 種

※鳥獣の配列 (No.) 及び目・科・種名は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、平成 14 年 7 月) に準拠した。

注 1) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

- 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 5 年法律第 75 号)  
際：国際希少野生動植物、内：国内希少野生動植物、緊：緊急指定種
- 「【鳥類】環境省レッドリスト (2020)」(令和年、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 「レッドデータブック東京 2020～東京都の保護上重要な野生生物種 (本土部西多摩) 解説版～」(令和 3 年 3 月  
東京都環境局自然環境部)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、CR+EN：絶滅危惧 I 類、  
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、\*：留意種、○：ランク外、空欄：データ無し、・：非分布
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)  
特定：特定外来生物

注 2) リスト掲載種は、東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託 (最新は令和 2 年度) 等による実態及び文献調査等に基づき作成

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

No.	目名	科名	種名または亜種名	重要な種の選定基準				
				1	2	3	4	5
8	モグラ	トガリネズミ	カワネズミ				VU	
11	モグラ	トガリネズミ	ニホンジネズミ				DD	
15	モグラ	モグラ	ヒミズ				○	
18	モグラ	モグラ	アズマモグラ				○	
24	コウモリ	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ				VU	
25	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ				VU	
30	コウモリ	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ				VU	
38	コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ					
46	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ				NT	
51	コウモリ	ヒナコウモリ	テングコウモリ				VU	
52	コウモリ	ヒナコウモリ	ニホンコテングコウモリ				VU	
56	サル	オナガザル	ニホンザル				VU	
58	ネコ	イヌ	タヌキ					
59	ネコ	イヌ	アカギツネ				○	
65	ネコ	イヌ	ニホンテン				○	
67	ネコ	イタチ	ニホンイタチ				○	
72	ネコ	イタチ	アナグマ				○	
83	ネコ	アライグマ	アライグマ					特定
85	ネコ	クマ	ツキノワグマ				VU	
86	ネコ	ジャコウネコ	ハクビシン					
129	ウシ	イノシシ	イノシシ					
132	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	天			EN	
136	ネズミ	リス	ニホンリス				VU	
138	ネズミ	リス	ニホンモモンガ				VU	
140	ネズミ	リス	ムササビ (ホオジロムササビ)				VU	
145	ネズミ	ネズミ	スミスネズミ					
146	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ				○	
148	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ				VU	
151	ネズミ	ネズミ	アカネズミ				○	
152	ネズミ	ネズミ	ヒメネズミ				○	
159	ネズミ	ヤマネ	ヤマネ	天			NT	
164	ウサギ	ウサギ	ニホンノウサギ				○	
計	7目	16科	32種	2種	0種	0種	26種	1種

※鳥獣の配列 (No.) 及び目・科・種名は、「日本野生鳥獣目録」(環境省自然環境局野生生物課、平成14年7月)に準拠した。

注1) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

- 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成5年法律第75号)  
際：国際希少野生動植物、内：国内希少野生動植物、緊：緊急指定種
- 「【鳥類】環境省レッドリスト(2020)」(令和2年、環境省)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、  
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 「レッドデータブック東京2013～東京都の保護上重要な野生生物種(本土部西多摩)解説版～」(平成25年5月修正、東京都環境局自然環境部)  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、CR+EN：絶滅危惧I類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、\*：留意種、○：ランク外、空欄：データ無し、・：非分布

5 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）

特定：特定外来生物

注2）リスト掲載種は、東京都における鳥獣保護区生息状況調査委託（最新は令和2年度）等による実態及び文献調査等に基づき作成

## 鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

### 1 概要

#### (1) 鳥獣保護区（指定期間：20年以内）

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を鳥獣保護区に指定しています。なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されます。

※ 根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）」第28条

令和4年4月現在、39箇所48,635ヘクタールを指定しています。

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区（指定期間：20年以内）

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区特別保護地区に指定しています。鳥獣保護区特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、開発行為が規制されます。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）」第29条

令和4年4月現在、8箇所2,887ヘクタールの特別保護地区を指定しています。

#### <要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

### 2 自然環境保全審議会との関係

#### (1) 鳥獣保護区

- ・指定は、自然環境保全審議会への付議を要します。
- ・更新（存続期間終了後、区域を拡大したりするなどの変更が生じず、単なる期間の更新の場合。）は、自然環境保全審議会への付議を要しません。

#### (2) 鳥獣保護区特別保護地区

- ・指定及び更新（存続期間終了後、区域を拡大したりするなどの変更が生じず、単なる期間の更新の場合も含む。）は、自然環境保全審議会への付議を要します。

鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

